

保護者の皆さまへ

幼稚園・認定こども園の利用にあたっての
マイナンバー記載等について(お願い)

※1号認定用

平成 28 年 1 月から「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(「番号法」)が施行され、幼稚園や認定こども園を利用する際の提出書類に、マイナンバーの記載が必要となりました。皆さまの利用者負担額や、教育・保育にかかる給付額を正しく算定するため、下記のとおりマイナンバーの記入や確認にご協力くださいますよう、お願いいたします。

- 1 マイナンバーの記載が必要となる書類
・施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書
- 2 マイナンバーの確認について
・上記 1 の提出時の番号確認のご協力をお願いします。

◆◆ 番号確認の方法 ◆◆

幼稚園や認定こども園に上記 1 の書類を提出する際、下記のことを添付してください。

<添付書類>①～③のいずれか(代表保護者 1 名分のみの写し)

封筒に入れてご提出ください。

- ① 個人番号カード
- ② 個人番号通知カード+顔写真付本人確認書類※
- ③ 住民票の写し(個人番号記載のもの)+顔写真付本人確認書類※
※顔写真付本人確認書類がない場合は、2 点必要
(例:健康保険証+年金手帳等)

<担当>

〒575—8501 四條畷市中野本町1番1号
四條畷市役所こども政策課
072—877—2121
内線644・645